

## 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について（概要）

一部補正の主な内容は以下のとおり。

1. 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、廃止措置計画の記載項目名を下記のとおり変更する。

変更前：五. 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設

変更後：五. 性能維持施設

2. 変更認可申請（令和2年6月18日申請）以降に、他の変更認可申請で認可（令和2年7月10日及び令和2年9月25日）を受けており、これらの認可内容を反映する。

(1) 「表 6-1 耐震重要施設の概要」及び「表 6-2 安全上重要な施設の概要」を削除する。

(2) 「表 6-3 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項に係る改善等」について、「表 6-3-1 設計及び工事の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等」及び「表 6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等」に分割する。

3. その他記載の適正化（語句の修正）

以上